

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会 第54回制度検討作業部会

日時 令和3年7月16日(月) 9:59~11:28

場所 オンライン開催

## 1. 開会

○筑紫資源エネルギー庁電力供給室長

それでは、時間になりまして、準備も整いましたので、ただ今から総合エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第54回制度検討作業部会を開催させていただきますと思います。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日も前回に引き続きましてウェブでの開催ということにさせていただきますので、若干ご不便をお掛けするところがあるかと思いますけれども、よろしくお願いをいたします。

私、最初にちょっと自己紹介をさせていただければと思いますけれども、7月1日で前任の森本から電力供給室長の職を引き継ぎました筑紫と申します。このたび事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと私事ながら簡単に申し上げますと、2015年から17年まで、電力市場整備室のほうで課長補佐を務めていた時期もございまして、当時お世話になった先生方におかれましては大変お世話になりました。これから引き続き事務局としてしっかりお役に立てるようになりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきたいと思います。以降の議事進行は横山座長にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○横山座長

ありがとうございます。横山でございます。聞こえますでしょうか。

○筑紫資源エネルギー庁電力供給室長

大丈夫です。

○横山座長

ありがとうございます。

## 2. 説明・自由討議

(1) 今後の供給力確保策について

○横山座長

それでは、皆さん、おはようございます。本日も大変お忙しいところご参加いただきましてありがとうございます。今日は、議事次第にもございますように、今後の供給力確保策についてということでご報告をいただくとともに、非化石価値取引市場についてご議論をいただきたいというふうに思います。

それでは、議事次第に沿いまして進めさせていただきたいと思います。まず議題の1、今後の供給力確保策についてということで、資料3のご説明を事務局よりお願いいたします。

○筑紫資源エネルギー庁電力供給室長

筑紫でございます。そうしましたら、資料の3につきまして私のほうから簡単にご紹介をさせていただきたいと思います。

資料の3は、本部会との関係では、先般5月の26日に若干供給力確保に向けた取り組みということでご紹介を、当時森本がさせていただいたかと思うんですけども。その後の進捗（しんちょく）をご紹介しつつ、なかなかやっぱり中期的に大きな課題だと思われるところ。前は時間も非常に限られておりました広域機関から一言コメントをいただけたのみだったんですけども、今日は改めて資料をご紹介するとともに、委員の先生方およびオブザーバーの皆さんからご意見を賜ればという趣旨でございます。

そうしましたら、資料の先頭1ページから簡単にご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、資料の1ページ目、全体の背景でございますけれども、わが国の電源構成は震災を機に大きく変化しております。火力にどうしても頼らざるを得なかったと。他方で再エネを政策的に急速に入れるんだということで取り組んでまいりまして、その成果として再エネは急速に増えているわけですけれども。逆に市場価格が低下することによって稼働率が下がって、火力のほうはむしろ休廃止が進み、結果として供給力の減少というのに取り組まなきゃいけなくなっているということであろうかと思います。

電力システム改革の一連の議論の中で、発電事業というのは届け出制ということで、経済合理性に基づくある意味非常に事業者らしい事業を行える場所という整理がされた一方で、なかなかその現実を考えると、この辺りをいかに両立していくのかというところは大きな課題になろうと思います。

これまで、本部会でも、本委員会でもご議論をいただきました容量市場、これが、まずは発電事業者の不採算性であるところの一つ、維持管理コストをいかに回収するかという問題について対応するものであります。また、新たな電源の新規の投資、そういった長期的あるいは事業的予見性が重要なものについては、これはこれでしっかり検討していく必要があるということも、これまでご紹介をしてきたとおりでございます。

足元は、容量市場は2024年から実際に支払われることとなりますので、それまでの対応を進めておりますけれども、こういった対応もしっかり進めながら、対応をしていくとい

うことになろうと思います。

その上で、一番最後のポツでございますけれども、今までご紹介しました短期、中期の対策に加えて、大きな意味では供給力を誰が確保するのかという、電力システム改革のときにも大きな議論になった論点の一つのこの数年間の表れというふうな考え方もできますので、そういったところについても視野を入れて議論ができるのが一番望ましいのではないかなというふうに考えております。

以降の資料で、現状を簡単に確認させていただきたいと思います。

まず、2ページ目ですけれども、こちらは今私が申し上げた全体の背景をご紹介しているものです。自由化前、それから自由化後についてご紹介をさせていただいております。

それから、資料の3も、その中でも特に卸電力取引所を通じてやっぱり市場調達をするという事業者が非常に増えたことを、分かりやすく表したものです。

資料をちょっと飛びまして5ページ目に行ってくださいますと、夏季の供給力の見通しというのをご紹介させていただいております。震災以降上下をしてきましたけれども、こと2021年度、一番右側については、前年よりもむしろ減少傾向にもなってきているということでもあります。

それから、次のページ、6ページ目でございますけれども、こちらは冬です。冬については、ご存じのとおり太陽光になかなか夏ほど頼れないということもあって、よりシビアになってきているわけですけれども、こちらについても2021年については前年度よりも減少傾向にあるということでございます。

7ページ目に行きまして、火力に限った増減というのを資料でご用意しております。これまでは計画中のものというのが幾つかございましたし、工事中のものもありましたので、2016年から2020年の実績で見ますと、新設もあるけれども廃止のほうが多いと。2021年から2025年もそういった傾向は続いていきますけれども、2026年以降、完全に退出が続いていくという構造になりますので、供給力全体としては、減少傾向を止めることは当面難しいということでございます。

その上で9ページです。この資料も5月にご紹介をした資料でございますけれども、こういった状況を背景としまして何をしていくのかと、大きく3つご紹介をしております。まず、短期ということで電源の退出防止というふうに書いてございまして、やっぱり足元、特に厳しい冬について、しっかり安定供給を確保するための供給力調整力を確保しないとイケないと。どうしても送配電事業者のところでしたらしっかり頑張るといふ部分と、他方で来年の冬について、先般親委員会のほうでご議論がありましたけれども、本当に供給力として足りるのか、そもそも、ということも含めて、休廃止の電源を確実に把握して、お互い齟齬（そご）がないように1年間運営していくと。まず、そういった足元の考え方をご紹介しております。

そうしまして、続きまして②中期ということで、容量市場を導入する。すでに第1回目のオークションは昨年秋に終えたところでございますけれども、これをまずしっかりちゃ

んと導入をして、制度として安定させていくということでございます。

それから、3番目といたしまして、容量市場はどうしても既設の電源の維持管理費というところに非常に相性のいい制度でございますので、より長期的な回収見込みが必要ないいわゆる新規投資と呼ばれるものについては、改めて仕組みを検討する必要があるということでございます。

10 ページ以降は私が今申し上げたそれぞれの施策についてのより詳細なご紹介でございますので、説明については飛ばし気味でいかせていただきたいと思いますけれども、11 ページ目に休廃止火力の電源調査についての今の進め方というのが、ご紹介がございます。

それから、12 ページ目につきましては、本委員会でご議論いただいております容量市場の見直し内容。従って最新版の内容ということになりますけれども、これについてまとめてございます。

それから、14 ページ目でございますけれども、中長期を見据えて電源の新規投資というものに対してどのように取り組んでいくのかと。これは本委員会ではなくて、他のほうの委員会でこれまで取り上げてきた資料をご用意しておりますけれども、今後こういったところについても議論を進めていく必要があるというふうに考えるところでございます。14 ページ目が考え方でございます。容量市場は、それ単独では最新の電源の投資のために必要な中長期的予見性を付与するということには至らないのではないかと。脱炭素に向けた電源投資をどう考えるかというようなことが投げ掛けられているということでございます。

15 ページ目に、それについて今年の4月の基本政策分科会で示されたイメージ案みたいなものがございます。現行の容量市場との比較で、どういったところが念頭に置くべきところなのかというようなことが触れられているということでございます。

それから、16 ページ目でございますけれども、より根本的な投げ掛けといたしましうか、問題意識をご紹介しているところでございます。資料冒頭からですと、まず電力システム改革において小売電気事業者が自らの需要に応じて必要な計画量を確保することが義務付けられたということでありました。一般送配電事業者は、需給バランスを維持するための調整力を確保し、周波数調整義務を負うということになっているわけです。

他方で、今年1月の需給逼迫（ひっばく）のときに何が起きたのかということについて申し上げれば、結局卸電力取引所における売り札が減少したときに、小売電気事業者が頑張ろうとしても供給力確保義務を果たすには限界が少なくともあったと。その結果として果たせなかったとなると、供給力確保義務に基づいて不足インバランスが発生して、費用を払っていただく必要が生じたということでもあります。

やっぱり需給逼迫ということになりますと、個々の小売電気事業者の供給力確保と一般送配電事業者の調整力の確保というのは競合することにもなりますので、本来であればある程度回るところも、なかなか少なくとも今年の1月の段階では課題が残ったということなんだろうと思います。

そもそも論でいうと、供給力確保義務というものを小売電気事業者に課すということが、ある種メリットも当然あるわけですが、どういったメリットを生んでいて、逆にじゃあどういったデメリットというか、どういった不都合を生んでしまっているのかと。これはもともと電力システム改革のときにも散々議論をさせていただきまして、諸外国の例を見ながら、当時一つの形としてこの形に達したところでございますけれども、当時からすでに6～7年経過しまして、ある程度実績も積み上がってきたところ、われわれの今の状況は改めてどうなのかということでございます。なかなかすぐに結論が出るような話ではないという部分ではございますけれども、的を射た問題意識の投げ掛けというのがこのスライドでございます。

11 ページ目以降は参考でございます。ちょうど24 ページ目に、先ほど若干ご紹介しましたけれども、来年の1月、2月の東京電力管内での調整力についての追加の公募というのを、今週の親委員会でも議論させていただいたわけですが、こういった本来供給力というのは、先ほど申し上げたとおり、小売が確保すべきものということになっていたわけですが、送配電事業者がある程度しっかり考えなきゃいけないというような部分も出てきているということなのかもしれません。

あとの資料は、ちょっと時間の都合もあるので割愛させていただきたいと思います。

事務局からのご説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明につきましてご発言を希望される方は、これまでと同様にチャットのコメント欄にお名前、発言希望の旨をご記入いただくようお願いしたいと思います。また、発言順でございますが、これまでと同様に、まずは委員の方にご発言いただきたいと思います。その後、オブザーバーの方にご発言いただくことにさせていただきたいというふうに思います。それでは、チャット欄のほうに発言を希望される方はお名前をお書きいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは、小宮山委員のほうからよろしく願いいたします。

○小宮山委員

小宮山でございます。ご説明のほう、ありがとうございました。

ただ今室長のほうからご説明がございましたとおり、供給力確保に加えまして、私は、電源の新規投資というものは、技術の性能向上、先進的な発電技術の導入や技術の継承など、広く技術の基盤の維持や発展、すなわち技術を磨いていく観点からも不可欠だと思っておりますので、そのような技術の発展の視点からも、発電事業者が継続的に投資できる環境整備を行っていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、他にいかがでしょうか。なかなか名前を書きいただくのは時間がかかりますので、オブザーバーの方もぜひお名前をお書きください。順次委員の方が済み次第、ご指名させていただけると思います。オブザーバーの方もどうぞお名前をお書きいただければと思います。

いかがでしょうか。

ございませんでしょうか。それでは、関西電力の小川さん。どうぞよろしく申し上げます。

○小川関西電力株式会社執行役員エネルギー・環境企画室長

ありがとうございます。関西電力小川でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○小川関西電力株式会社執行役員エネルギー・環境企画室長

ありがとうございます。

今回、1 ページに供給力を巡る状況と確保の必要性について記載をいただいております。短期、中期の対策に加えて、今後、根本的な構造的対策、これも再検討が必要ということを書きいただいているということだと思います。安定供給のために電力システム全体として必要な供給力が確保されるということの重要視は十分理解をしているところでございますが、まず発電事業者の立場として申し上げますと、やはり足元の卸市場の価格の下落や電源の稼働率、これは低稼働になっています電源がございますので、こういった電源につきましても、やはり 2024 年度の容量市場導入以前の電源の維持というのは、非常に厳しい事業環境になるというふうに分析をしております。

また、2024 年度以降は容量市場が導入されますので、電源の固定費回収について一定の効果があるというふうに考えておりますが、今回、初回の結果を踏まえて、制度が大きく見直されました。今後、市場が発するシグナルがどのように固定費回収の予見性をわれわれ発電事業者に与えるのか、これについては、今後注視していく必要があると思っております。

加えて、このタスクフォースの間でも、電源の新陳代謝が必要だという議論がたびたびなされておりましたが、やはり市場のメカニズムによって非効率な電源の退出が促される、それと同時にやはり新たな電源の新設が促されていかなければ、安定供給が確保されません。ですので、さまざま根本的な構造対策が必要だということだと思いますが、そのためには、例えば容量市場が単年度ごとであるということが、やはり電源の維持投資や、あるいは新規投資の判断を難しくしているというのがございますので、そういった課題に向き合っていく必要があるというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、他にいかがでしょうか。

いかがでしょうか。

ございませんでしょうか。

それでは、大橋委員からお願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

今回の資料3の話は非常に重要なお話で、今日だけで結論が出る話ではないとは思いますが、そもそも、自由化において電源の退出というのは、採算性に基づいて自由に退出する社もいる。採算性があれば参入する社がいるというふうなことが認められる中で、どうやってその供給力というものを確保していくのかということについては、電源に対する当然その事業の見通しを立てることというのは重要ではあるんですけども、それに合わせて電源における透明性というものも、たぶん併せて求められるのかなという気がしています。

そうしたバランスの中で、どういった形で発電事業の採算性を支えていくのかということ、支えるというか、当然主には市場の中でしっかり採算性が取れるような姿にしていくということ、それが肝要だと思いますし、そうした姿にしていくのかなと思います。何か1つの制度を変えると全てうまくいくわけじゃなくて、たぶん横串で全体的に制度を大きく変えていくようなことも頭に入れておくのかなというふうに思っていますので、ぜひ、これをきっかけにして引き続き深い議論ができればなと思っていますところでは。

ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、他にいかがでしょうか。秋元委員ですね。お願いいたします。

○秋元委員

ありがとうございます。

これまでの議論を包括的に整理をいただいたということで、何をご発言していいか悩んでいてちょっと発言が遅れたんですけども。そういう面で、個別にいろいろ制度を議論してきていて、全体として制度間の整合性とか、どこの制度でどういう役割を担うのかということ、もう一回立ち止まって考えるということは非常に重要で。そういう意味での資料なんだというふうに理解して聞いていたところでは。

大橋委員もおっしゃいましたけれども、やっぱりそういう中で制度間の整合性を考えながら、また、ここのところ非常に早い時間タイミングで制度の改正を行ってきていますので、他が動くともた別の制度のところをどういうふうに変えていくのかということを考えていけないといけないというふうに思っていますので。ここでも資料でいきますと9ペー

ジ目が短期、中期、長期というくくりで書かれていて、ここをどういうふうに全体を総合的に考え、そして、経済合理性と安定供給をどういうふうにバランスし、しかもそれは全体を長期でどういうふうに考えていくのかということ、しっかり見ていく必要があるのかなというふうに思いましたし。

供給義務のところ、16 ページ目でございますけれども、ここにおいても、3 ポツ目、非常に重要な視点だと思えますが、どういう役割分担が本来的に、長期的に望ましいのかというところについても、もう一度立ち止まって全体を見ながら検討を進めるということは大事なかなと思います。

すみません。具体的にスペシフィックなコメントではないんですけれども、そういう感想を持ちました。今後、引き続き議論をさせていただければと思います。以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

特に皆さんのほうからご希望はないようですので、コメント、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから何かコメントはありますでしょうか。

○筑紫資源エネルギー庁電力供給室長

筑紫でございます。コメントをいただきましてありがとうございます。非常にしっかり考えていくべき課題だということで、次回以降、もう少し具体的な話に少しずつ入っていかないとけないということなのかもしれないなと思いつつ伺っていたところがございます。引き続き検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

本日は、この TF の親委員会でございます電力・ガス基本政策小委員会でこれまで議論いただきました内容についてご報告をいただいたわけですが、特に供給力の在り方につきましては、引き続きこの基本政策小委員会で検討が深まるものと認識しておりますが。本作業部会にはいろいろと先ほどからご意見が出ていますように、容量市場といった直接関連する話題もございますので、引き続きこちらの議論の動向も注視していければというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

## (2) 非化石価値取引市場について

○横山座長

それでは、続けて議題の(2)の非化石価値取引市場についてということで、資料4に基づきまして事務局よりご報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小川電力基盤整備課長



電力基盤課長の小川です。それでは、資料4に沿って説明します。

まず、スライド1をご覧ください。本部会においてこれまで数回にわたって、高度化法の義務の市場についてご議論いただけてきました。現在、その取りまとめ案についてはパブリックコメントにかけてご意見を募集しているところです。本日から、もう一つの再エネ価値の取引市場の詳細設計の検討をお願いしたいというふうに考えております。後ほどスケジュールもご紹介しますが、かなり限られた時間、年内には第1回のオークションを行えるようにというところで、引き続き集中的なご議論をお願いできればというふうに思っております。

資料の前半はこれまでもご紹介してきました背景などのご紹介になりますので、かいつまんでご説明したいと思います。スライド3ページはサプライチェーンです。脱炭素化に向けた取り組みのところ。それから、最近ですと5ページ目になりますけれども、資金の流れ、特にファイナンス、金融面での脱炭素に向けての動きというのが強まっているというところでもあります。そうした中で、日本企業の中でもカーボンニュートラル宣言の企業の例が6ページ。それから、7スライド目はRE100、再エネ100%というところで、日本企業の参加も増えてきているところでもあります。

一方で、消費者ということでは、9ページ目は再エネメニューへの関心。関心ということでは全体の約2割というところで、実際に買っている方々はまだ限定的ではありますが、かなり関心も高まってきているというところでもあります。次に10スライドですけれども、そうした中で電力会社、小売事業者の中でも、こういった再エネメニューが増えてきていると。カーボンフリーメニューということでもありますけれども、手元で見ますと1割以上の、数の上では、メニューも増えてきているというところでもあります。

今後、再エネの市場の議論を進めていくに当たりまして、これまでもご議論いただいた点をちょっと振り返ってみたいと思います。スライド14をご覧ください。大きくここでは検討課題3つを掲げております。

1つ目、証書の性質という点については、今すぐではないんですが、将来的に電源証明に向けていくと。何かといいますと、今の非化石の証書、FITあるいは非FITといったような中で、将来的には電源ごと、再エネの中でも風力とか太陽光とか、そういったそれぞれの電源の種類を示すようなものにしていくという方向でご意見をいただいております。

また、2つ目、需要家の要件のところ。ここは事務局からご説明した際には、当初大口需要家といった形でお示ししておりましたけれども、これにつきましては特に制限を設けず、幅広い参加を認めていくことがよいのではないかとのご意見を多くいただいております。基本的に需要家の要件というのは緩やかにしていくということを考えております。

それから、3つ目の価格水準。これは大幅な見直しと。今ですとFIT証書、キロワットアワー1.3円という最低価格がありますけれども、これについて大幅な見直しを行う。ただ、その際にもいろいろ留意すべき点、ここでも注で記しておりますけれども、類似の今

ある他の制度への影響でありますとか、それから、高度化法の市場との価格差についても留意しなければいけないといったご意見をいただいていたところであります。

今後の議論ということでいきますと、ページが飛びますけれどもスライドでいきますと28になります。本日は、個々の論点、他にどのような論点があり得るか、あるいはここに掲げています個別の論点につきまして、今後どういう点に留意して議論を進めていったらいいか、そういった点から幅広くご意見を頂ければというふうに考えております。28 スライドはまず左に大きな囲いで主な課題ということで3つ掲げております。

1つ目、需要家の要件というところであります。先ほどご紹介しましたように、これまでのご議論で間口は広くというところを考えていくわけですがけれども、そのときに最低限の要件というのを設ける必要がありやなしやというところであります。今、このFITの証書の取引は取引所で行っております。そういった場合に、例えばでありますけれども、需要家の数が極めて多くなった場合には、今度はその事務処理とか、あるいはシステム対応といったところで、いろいろな負担も発生し得るところであります。また、例えば個人についても認めるのかといった議論もあり得るところであります。いずれにしろ、この要件といったときに、取引所の会員となつての取引になってきますので、これはこれまでのご議論でもありました、そういった取引所の規定要件の中で、一定の担保といましようか、規定を設けていくことで対応できるのではないかと考えているところでもあります。

この需要家の要件と密接にからみますのが、もう一つ、仲介事業者の要件であります。そもそも仲介事業者が必要なのかどうかというところもあり得るわけですがけれども、私どものほうでさまざまな需要家、事業者のニーズを聞いておりますと、実際に取引所、年4回のオークションでありますけれども、そのために会員になって取引に直接参加したいという事業者はむしろ多くないかなというふうに認識しております。むしろ一定の仲介事業者を介して、ある意味いつでも欲しいときに望む量を買えるというのが、需要家の立場からは意味があるというところでありまして、類似の制度、例えばJクレジット、グリーン電力証書といったような取引においても、仲介事業者というのは一つ大きな役割を果たしているところでもあります。

他方、こういった仲介事業者というのを認めていく場合に、こういった規定、規律を設けていくかというところは、一つ論点になるというふうに考えております。現行の高度化法の市場でありますと、発電事業者、小売事業者といういずれも電気事業法の下で一定の規律が働いている事業者間での取引になりますけれども、今後この仲介事業者という形が入ってくる場合に、こういった規律を設けていくべきか。この仲介業務における税務、会計上の論点といった点も出てくるというふうに考えております。また、ここには明示的に記しておりませんが、電気とセットで今取引している小売事業者自身が一種の仲介事業者、証書のみを売買するということを認めるかどうか。それがさらには小売業者に現在認められている税務会計上の扱いにも影響し得るところということで、この仲介事業者、需

要家の要件と併せて、一つ大きな論点かなというふうに考えております。

同じ 28 スライド、最低価格の具体的水準、これにつきましてはこれまでもさまざまなご意見をいただいております。既存の他の制度との価格差、価格水準の影響をどう考えるかといった点。一方で、需要家サイドから見た場合には、海外の証書制度はキロワットアワーあたり 0.1 から 0.2 円といわれる中で、そういった水準との比較をどう考えるかといった点。そして、もちろん市場での取引ということで、本来であれば需給によって決まってくる場所でありまして、足元では F I T 証書に関していうと、900 億キロワットアワーを超える供給がある一方で、少なくとも 2020 年直近に関していいますと、需要としましては 20~30 億キロワットアワーということで、大きな差がある場所。今回、需要家の取引を認めていく中で、どれだけ需要が出てくるのか、こういった点を踏まえながら最低価格の水準というのは考えていく必要があるかなというふうに考えております。

それから、論点、課題の続きですけれども、取引頻度・価格の決定方式。ここは現行年 4 回のオークションというところでありまして、これまでどおりでよいかどうかといった点。

それから、証書の有効期限。これも需要家サイドでのニーズが高いところではありますけれども、現行は証書が年 4 回の取引で、最後の取引が 5 月にありまして、6 月で一度リセットされるというところでありまして。需要家サイド、欧米の証書制度も参考にと記しておりますけれども、例えば取得から 1 年間といった形での期間変更についてどう考えるかというところがあります。3 つ目の四角に記しておりますけれども、これは事務的によく詰めていく必要があるんですけれども、有効期限を延ばすということが税務上の取り扱いに影響を及ぼさないかといった点。それから、ここには明示的に記しておりませんが、高度化法の市場における証書の有効期限と、こちらの再エネの市場での有効期限というものに違いを持たせて、どんな相互作用、影響があり得るかといった点。いろいろ考慮する点はあるかなというふうに考えております。

また、その他の課題としまして、証書の売れ残り。先ほど需給面でいうとかなり供給のほうが足元では多くなっているというふうに触れましたけれども、最終的に年度での売れ残り分については、これまでと同様の扱いでよいかどうかといった点も、今後ご議論いただければというふうに考えております。

また、一番下に米印で書いております、今後この再エネの市場の各課題についてご議論いただくわけですけれども、ところどころすでにご議論いただいた高度化法の市場への影響、義務、それから需要家の負担との関係でも課題が出てくるので、そういった点にも目配りしていく必要があるかなというふうに考えております。

次の 30 スライドは、今こういうことを実施しておりますという点でのご紹介であります。今後のご議論、例えば最低価格の水準などもご議論いただくに当たりまして、需要家に対して今アンケートを実施しているということのご紹介であります。

次の 31 スライドは、今後のスケジュール。本日は課題の提示とご議論というところであ

りまして、今後8月、9月と個別の論点についてまた議論を深めていただきまして、9月ぐらい、時間もかなり限られておりますけれども、中間取りまとめができればなどというところでもあります。今すでに取引所のホームページに出ておりますけれども、再エネ価値の市場のオークションというのを11月に始めることを予定しているところでもあります。

最後、32、33ページ以下、これはトラッキングについてのご報告であります。現状、FIT証書につきましてトラッキングを試行的に始めておりますけれども、早期にその全量トラッキングを進めていこうというときに、幾つか課題があるというのが33スライドであります。そこでの課題、特に小規模な事業者あるいは個人につきましての同意の取得というところ、その方法について、再エネ大量小委という別の方でご議論いただいた内容のご紹介になります。ここでは詳細のご説明は割愛しますけれども、幾つかの論点がありました。

論点①、35ページになります。まず、トラッキングの属性情報の扱いということで、このタスクフォースでも以前ご議論がありました、どれぐらいの粒度の情報を扱っていく必要があるのかというところでありまして、一番下のところにありますけれども、例えば地番とか、詳細な発電の場所といったときにも、あまり細かい情報は不要というところではあるので、そういった点を整理しております。

また、37スライドに論点②とあります。レピュテーションリスクへの対応になります。トラッキングの属性情報をどういった形で対外的に公表していくのか、いかないのかというところで、上から3つ目のところに記しております。小売事業者あるいは需要家が入手した具体的な情報を、仮に対外的に公表するといった場合には、発電事業者の同意が必要と整理してはどうかというふうに記しているところでもあります。

さらに、38スライドでありますけれども、市場を介さない取引の場合ということで記しておりまして、一番最後のポツに記しておりますけれども、再エネの市場、今後ご議論いただくこの市場におけるトラッキング付きのFIT証書の取り扱いについても、市場を介さずに電源を特定したFIT電気の取引、今新電力では多く再エネの卸供給という形でやっている例がありますけれども、こういった場合には、そのトラッキングの属性情報の割り当てに際しても優先的に割り当ててはどうかということを記しております。現行の仕組みになるべく影響が出ない形でのFIT証書での全量トラッキングというのを早期に実現できればというところのご議論をいただいたところでもあります。

以上、最後はご報告になりますけれども、本日、特に課題としまして掲げた点につきまして、ご意見、ご議論いただければというふうに思っております。事務局からのご説明は以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明の内容につきまして発言を希望される方は、先ほどと同様にチャットのコメント欄にお名前をお書きいただければというふうに思います。それでは、

どうぞよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○廣瀬委員

廣瀬でございます。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○廣瀬委員

ありがとうございます。

ご説明、ありがとうございました。

28 ページからの「各課題に対する今後の論点」の中の「仲介事業者の要件」に関して、1点申し上げます。仲介事業者の参加につきましては、基本的に賛成します。非化石証書に関して現在でも需要がありますし、また今後ももっともっと需要を増やしていくべきだと考えられる中で、取引市場を活発にしていきたいと思います。

その一方で、取引に参加するには一定のコストが生じますし、また際限なく参加者が増えると市場の運営側の負担も大きくなるという、以上言いました両方を勘案しますと、個別の需要家の需要をある程度まとめて取引する、調達するという取引事業者の機能は重要だと考えます。

ただし、あくまで非化石価値の実需要といたしますか、自分が使う電気の非化石性を求める需要家の要望に応える、そういう仲介事業者を想定した上で賛成だと申しております、具体的には、例えば入居者の環境に配慮した電気を使いたいという要求を満たすような集合住宅ですとか、商業ビルを扱う不動産業者が、この非化石証書の取引の仲介事業者になるというような例を念頭に置いて賛成しております。

他方で、そうではない例、例えばですが、資料にもあります第50回のこの会議におけるご発言にあるご懸念のように、それ専門の仲介事業者がd品のように取引するといった事態は、やはり避けるべきだろうと考えます。FIT制度は私たち国民全員がお金を出し合って育成してきた仕組みですから、その成果である非化石価値とは関係なしに、単に右から左へ転売してさや抜きによって利益を得ようとするようなものがこの市場に入ってきて活動するのは、望ましくないと考えます。今後、仲介事業者の範囲や行為の内容について議論します場合には、このような点に留意したいと考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次は秋元委員からお願いをいたします。

○秋元委員

秋元です。どうもご説明ありがとうございました。

この資料も先ほどの資料と同じで、これまでの議論の整理ということで理解しまして、特に新しいことを書かれているという感じでもないかなというふうに思いました。そういう面で整理いただいたのが28~29ということだと思いますが、ここに書かれている論点はそれぞれ重要だというふうに思いますが、一方で小川課長は口頭でここに書かれていないことも何点かおっしゃられて、それが非常に重要なことをおっしゃられたというふうに思いますので、それもぜひ紙にしておいていただきたいという気はしました。

その中で、やはり証書の取引市場と義務市場と、そこでの最低価格とかその辺りの整合性をどう考えていくのかということところは、引き続き非常に重要な論点だというふうに思っていますし。あと、仲介事業者のところに関しては、以前も申し上げましたけれども、本当にどういうニーズがあるのかと。仲介事業者自身を入れるということに関して別に反対はしないんですが、もともと証書が高いから小売を通さずというニーズが強かったと思いますが、こういうふうに改正したことによって特にここ、仲介事業者の役割がどれぐらいなのかということはあるかと思っておりますので。いずれにしてもその後のページで書かれていますように、幅広くアンケートをしていただいているということですので、ぜひそのアンケートの意見を吸い上げて、今後の検討の参考にしていくということは重要なことというふうに思います。

もう1点、小川課長がおっしゃった部分でいくと、小売の税務上の取り扱いとかも変わってくるかもしれませんので、ここでは仲介業務だけ書いていますが、そういうところも含めて、論点はあるかなというふうに思っています。いずれにしろ、これから急いで詰めるということだと思いますが、今回の整理については議論も足りということでございます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、辻委員からお願いいたします。

○辻委員

辻です。今回、今後の論点を整理していただきまして、ご説明ありがとうございました。今回お示しいただいた論点はいずれも重要だと思いますので、今後議論を進めていければと思います。

意見として2点ですけれども、1点目はちょうど今秋元委員からお話があったところと近いところですが、最低価格の取り扱いなど、資料にもありましたように、高度化法義務達成市場との価格差など、お互いにちょっと関連する要素がいろいろあると思っております。今回それぞれの市場が1つずつ議論をして審議を進めていくという形で、形式上個別に審議しているということをやむを得ない部分があると思っておりますけれども、本来は2つの市場の制度を包括的に一緒に議論して、最低価格の在り方も足並みをそろえて考えるというような議論の進め方も大事かと思っておりますので。そういう長期的に見たときに、両市場の関係性を包括的に議論していく場がしっかりできるといいなと思っております。

あと、もう1点はトラッキングの関係なんですけど、ちょっと私がこれまでの議論を理解していないだけであれば申し訳ないんですが。トラッキングに関連して、今回の資料でいうと19ページのところで、例えば当時将来的にといい方方で言っていた電源証明にしていくときに、課題として、ただ電源種別とか産地ごとに価格差が生じるような形が必要かというような頭出しがこの辺に書いてあって、少し後の資料でも欧州などの電源部分の価格に結構差が出るような設計になっているよというような紹介もありましたけれども。こういったところは、すぐの話ではなくても、もう少し長期的にこういった電源種別ごとに価格差が生じるような形というのを目指していくのだとすれば、検討すべき課題がまただいぶ増えると思いますので、そういったところも長期的に見たときの課題として考えておいてもいいのかなと思いました。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、小宮山委員からよろしく願いいたします。

○小宮山委員

小宮山でございます。ご説明のほうをありがとうございました。

まず、需要家の要件に関しましてでございますけれども、可能な限り需要家の間口を広げる方向性で行っていただければというふうに思っております。一方で、こちらは仲介事業者の形態にも依存することかと思いますが、あまりその間口を初期に広げすぎて予想外の多くの需要家が参入して、システム上処理しきれない、そうしたシステム管理上のリスクも踏まえまして、初期段階は、資料にもございましたRE100参加企業ならびにTCFD賛同企業をまずは対象として始めて、徐々に可能な限り拡大する方向性も一案としてあるのではないかとこのように思った次第でございます。

また、仲介事業者の要件に関してでございますけれども、事業者の仲介行為に関しまして、例えばJクレジットなど既存の他制度での証書管理に関与している事業者の扱いがどのようになっているか、参考にできる点がないかどうか、今後確認できればというふうに思っております。

最後、取引頻度・価格の決定方式のところで、証書の有効期限に関してでございますけれども、各オークションで取引される再エネ価値は公平に扱われる視点が非常に重要だというふうにも思っておりますので、税務上の取り扱いの影響も踏まえた上で、資料にも記載のとおり、例えば有効期間は1年間に設定するなど、各オークションで取引される再エネ価値には公平な期間の設定が望ましいように思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、又吉委員、どうぞよろしく願いいたします。

○又吉委員

又吉です。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○又吉委員

よろしく願いいたします。

今回、主な課題と論点を整理いただきましてありがとうございました。具体的な論点整理について、基本的に異論はございません。2点ほどコメントさせていただければと思っております。

まず、需要家要件、最低価格水準等につきましては、市場の需給バランス感を少し精査してみる必要があるのではないかというふうに考えております。その意味でも、現在実施されております需要家アンケートの結果等の精査を通じまして、どの程度需要があるのかを見極めた上での議論が重要になるのかなというふうに思っております。

2点目は、こちらの最低価格水準に係る論点なんですけれども、既存の他制度との価格差の整理が非常に重要であるというふうに考えております。今回の28ページの資料におきまして、他制度、ここに高度化法達成義務市場における非FIT証書が含まれていない点がやや気になっております。14ページ目のスライド表記同様に、こちらも加えていただければと考えている次第です。

以上になります。ありがとうございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、大橋委員からお願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

今回いただいた再エネ価値取引市場における論点なんですけれども、そのうち価格水準に関するところですが、そもそも大幅な改定を行うという方向性の中で議論をしていくということだったと思います。再エネ価値取引市場については、そもそも非化石市場から始まっているわけなんですけれども、今回需要家のアクセスを許したということで、この大幅な改定の中に新たな考え方の改定も入るのかなというふうに思っています。需要家の目線で見たときに、炭素を削減する市場の1つとして、今回再エネ価値取引市場というものが入ってくる中で、他の既存の制度との整合性というか、横並びで見たときの判断の中で、やはり価格の制度というのも考えていかなきゃいけないという観点がここに入ってきたのかなというふうに思っています。

そういう意味でいうと、高度化義務達成市場と再エネ価値取引市場というのは、そもそも根っことして同じだったわけなんですけれども、今後大きく方向性としては全く違うものとして変わっていくというふうな姿もあり得るべしなのかなと、そうした中で大幅な改



定なのかなというふうにも思っています。そうした観点からちょっと議論をしていくということでもいいのではないかというふうな感じがしております。

以上です。ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、松村委員、お願いいたします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○横山座長

はい。聞こえます。

○松村委員

私は1点だけです。基本的に仲介事業者の参入に関して、廣瀬委員のご発言は歓迎するというニュアンスに聞こえる発言だったかもしれませんが、あれは発言を詳細に見れば、要するにもすごく制限しろということを行っているのだと思います。金融取引で入ってくると、貴重なFITの環境監視というのを損なうって、一体どういう理屈なんだ。流動性が高まって、より適切なちゃんとした高い価格が付くというようなメカニズムだって当然働く可能性はあるわけで、何で実需に基づくものであればまともだけれども、ある種の金融的な取引というのだと不健全だと考えてしまうのかというような発想は、私には全く理解できません。

さらに、電力のシステム改革では、そういう発想に基づいて市場の設計がずっとされてきていて、その結果としてどれだけ改革を遅らせたかということは、もう一度よく考えていただきたい。本当に合理的な制約、あまり信用性の低い人というのが入ってきて市場を混乱させるというのはウエルカムではないし。それから小宮山委員の議論というのはとても説得力があったと思うんですが、最初の段階ではシステムに負荷を掛けないように一定の制約をかけたところから始めるけれども、広げるということも含めて考えるというのは合理的な提案だと思いますが。今までの発想に基づいて、やたらと参加を制限して、その結果としてまともには機能しない市場にして、その結果として相当に高い最低価格というのにしないと低い価格が付いちゃうなどというような、変な組み合わせの政策にならないように、合理的な制約というのがされることを期待しています。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、曾我委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○曾我委員

曾我でございます。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○曾我委員

私からは、先ほど来お話が出ております仲介事業者の要件について、1点発言をさせていただきますと思います。

仲介事業者の要件や権限などは、実務のニーズを踏まえた上で、先ほど松村先生もおっしゃっていたように、合理的に定めていくべきものだと思っております。少し気になりましたのが、念のためのポイントではありますが、仲介事業者は色々な属性の需要家との取引を行っていくことが想定され得ると。そういう意味で、顧客というのはここでいうと需要家ですが、顧客保護の見地から制度をどう構築すべきかという点についても、一応論点となり得るように思いました。要件については、おそらく財務的基盤やその辺りとは思わんだけれども、例えば行為規制として説明責任や証書交付義務などをどういうふうに作っていくべきかという点も、既存のJクレなどの制度も参考にしながら、丁寧に拾っていくことがよろしいように思いました。

事務局からご説明いただいたとおり、電事法上での整理ではないということかとは思いますが、再エネ価値取引市場の設置の根拠となるルールの中にいかに盛り込むかというところも、実効性という観点からも一つ関連してくるかと思えます。結局仲介事業者をどういう位置付けにするかという点とも密接に関連してくると思えますので、現時点でこうあるべきというのはなかなか申し上げられないのですが、一応顧客保護という観点も入れていただくとうよろしいのでは、という趣旨でのコメントでございました。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。オブザーバーの皆さんもぜひ名前をお書きいただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、イーレックス上手さん、お願いいたします。

○上手イーレックス株式会社経営企画部長

上手です。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○上手イーレックス株式会社経営企画部長

ありがとうございます。

今回再エネ価値取引市場の論点について整理いただきありがとうございます。

私からは、この28、29ページの論点について、大きく3つの意見を申し上げたいと思います。

1つは、先ほどから話題になっている仲介事業者の要件です。弊社としても仲介事業者の参入については賛同させていただきます。一方で、仲介事業者を求める需要家というの

を想像してみますと、むしろ、やはり先ほど事務局からのご説明もあったとおり、わざわざ非化石証書のためにJEPXの会員になるということを望まない大企業が多いのではないかとこのように考えておりました、そういったところが信用力のある仲介事業者から大量調達を望むというケースが多いのではないかと考えます。

仲介事業者は、JEPXの会員で顧客の分の預託金を積み重ねなければいけないという前提だと思っております、もし間違っていればどなたかご指摘いただければと思うんですが、だとすると、仲介事業者の要件としては、現在のJEPX会員よりも緩和するということはちょっとないのかなというふうには考えております。

これに関連して、現状の小売ガイドラインによって、小売事業者の環境価値に係る表示の妥当性というのが担保されているわけなんですけれども、仲介事業者とか需要家に対してでも適用できるガイドラインが必要なのではないかと考えます。今後需要家が証書とかを調達したり、仲介事業者を介して調達したりして、電気の世界環境価値を訴求する場合に、消費者の誤認を招く表現が用いられる恐れがありますので、これを防ぐ措置を講じておく必要があるのではないかとこのように考えます。それから、仲介事業者が必要以上に証書を買占めることができないようなルール設計、こういうのも考えなければいけないのかなというふうに思っております。

それから、2点目は、最低価格と売れ残りの扱いでございます。高度化法対応コストの転嫁については整理されるというふうな前提だとしますと、再エネ価値取引市場の最低価格というのは不要なのではないかと考えます。最低価格を設定した結果売れ残るという本末転倒な状況は、防ぐことが重要ではないかと考えておりました、その上で、それでも残ったものの配分は、これまでのFIT非化石証書の位置付けに鑑みて小売事業者が無償配分するというところで、従来どおりの運用から変更する理由というのは特にないのかなというふうに考えております。

最後に有効期限に関してですけれども、温対法上の利用可能とする期間と有効期限というのは、一本化するべきではないかと考えます。再エネなど環境価値を訴求できる期間を分けてしまうと、非常に仕組みが複雑になってしまいますし、一般に理解が浸透しにくいというふうに思いますし、例えば、大量に非化石証書を調達してPRしたんだけど、実体上温対法上の係数とは整合していないというような現象というのは、防ぐ必要があるのではないかとこのように考えます。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、次はエネットの竹廣さん、どうぞよろしく願いいたします。

○竹廣株式会社エネット取締役需給本部長

エネットの竹廣です。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○竹廣株式会社エネット取締役需給本部長

ありがとうございます。

28 ページからの今後の論点について、4 点コメントさせていただきます。

1 点目は、最低価格の具体的水準についてです。F I T 証書は、原子力などを含む非 F I T の証書とは異なって、再エネのみに由来した証書であります。海外の証書価格の水準は参照すべき点だというふうに理解していますが、証書価格があまりに低くなりますと、証書の購入だけで安易に脱炭素化が実現できるということになりますので、今後は各企業が、制度やオンサイトあるいはオフサイト P P A 等の仕組みも活用して再エネ導入に取り組んでいく意欲ですとか、省エネ投資を進める意欲が損なわれることが一つ懸念されるかと思えます。同様に、再エネ主力電源化の実現に向けて、さまざまな技術革新や技術開発への投資についても期待されると思いますが、これについても影響を及ぼしかねないというふうに考えられます。

資料でご紹介がございましたとおり、脱炭素化に向けて先行して取り組まれておられる企業もいる中で、グリーンな電気そのものの評価が低くなる懸念や、高度化法義務達成市場での最低価格との値差による小売の実質的な負担増が想定される中で、この市場でも一定程度はグリーンな電気の価値が維持される価格水準は必要ではないかというふうに考えており、この点をご検討いただければと思います。

2 点目は、証書の有効期限についてですが、証書の使い道や、取得する事業者と需要家によって有効期限が異なると、制度が分かりにくくて混乱のもとになりかねないと考えます。現在も相当制度が複雑になっていますので、今後新たに決めるルールについては、なるべくシンプルにさせていただきたいというのが願いでございます。

3 点目ですが、証書の売れ残りについてです。これはこれまでどおり無償配分を継続することで、F I T 証書の非化石価値を埋没させないという観点からは合理的だというふうに考えています。現行ルールでも事業者が購入していない証書については環境価値の訴求ができないというふうに思いますので、無償配布が悪用される心配はないかと思っています。この点も踏まえて取り扱いをご検討いただければと思います。

最後は、資料にない点で恐縮でございますが、高度化法義務履行のために証書購入費用の転嫁についての議論があったかと思えます。再エネ価値取引市場の設計次第で、小売事業者の証書購入費の未回収が固まってくるかというふうに考えますので、これは以前から申し上げておりますが、規制料金への簡便な転嫁の点についても具体的にご検討を進めていただきますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、日本卸電力取引所の國松さん、お願いいたします。

○國松一般社団法人日本卸電力取引所企画業務部長

日本卸電力取引所の國松でございます。聞こえておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○國松一般社団法人日本卸電力取引所企画業務部長

私どもは現在非化石価値の取引市場を運営させていただいております。運営しているところの者として気になる点を何点か申し上げたいと思います。

需要家の要件に関しまして2つ目の四角のところはJEPXにおける規定に基づいてうんぬんというのがございます。需要家参加ということになってきた際には、現行の参入ルールというのは見直さなければいけないということも考えてございまして、先ほどイーレックスの上手様のほうからありましたけれども、預託金等々についてもいろんなことは考えていって、なるべく負担は少なくするものを執行しなければいけないとは考えてございます。ただ、それによって負担が全くないものではないと。ある程度負担はお願いさせていただく。それによって限られていくということでございますけれども、現行の取引会員にご負担いただいているものよりは、異なるものということは検討していくつもりでございますので、よろしく願いいたします。

仲介事業者の要件の部分で気になる点なんです、再エネ価値というもの、FIT非化石証書ですけども、これは何なのかという、端的に言えば、今は電気の一部という扱いになっていたと思います。とすると、再エネ非化石価値を仕入れてそれを売るということは、電気供給業の一環として、一部として行われていたというもの。それが今後その一部だけを取り外したときは、再エネ価値、非化石価値というのは電気なのか、それとも何か違うものなのかというところは、整理が必要ではないのかなと思います。

それが違うものだとすると、現行で小売電気事業者が買う際は、電気事業ではない会計の中に入ってくることになろうかと思ったり、いろいろなことになるのかなと。電気の一部だと考えると、仲介事業者というのはもう少し限られてくる可能性はあろうかと思ったり。小売電気事業者というものが電気供給業の一環としてやるということであれば、すぐに整理はつくのかなとも思っております。何にしろ、この非化石証書が電気の一部ということでこれまで進めてきたやつが、どう変わるのかというところは注意しなければいけないかなと思っております。

あと1点でございますが、次ページにマルチプライスオークションかどうかということでございますけれども、マルチプライスオークションを選択していた主な理由は、最低価格がないときにどういった形で収入が大きくなるのかなというところであったかと。ですので、マルチプライスオークションか否かという部分に関しましては、最低価格の水準の議論と併せて考えていかれるものと思っております。その最低価格の水準に関しましては、取引についてあまり制限は設けるべきではないという考えを私どもがずっと思っているの

は、これにも思ってくださいまして、なるべく撤廃して、それが高くなっていくほうが望ましいような世の中にしていくものと、取引の活性化によって、初めは0.01円かもしれませんが、それが上がっていくようにしていく、ニーズが高まっていくようにしていくということが必要なのではないかなと思っております。初めからある程度の価格を置いてしまうというのは、なかなか価格の置き方では難しいのではないかなと思ってございます。

私は2点目の非化石価値がどういう扱いになるのかというか、何かと言われたときの答えというのは非常に大事なことだと思って、それを決めればおのずとその他のものは決まってくるのではないかなと思ってございます。ぜひ検討の1つに加えていただければと思っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、出光興産の渡辺さん、どうぞよろしく願いいたします。

○渡辺出光興産株式会社上席執行役員

渡辺ですけれども、聞こえておりますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○渡辺出光興産株式会社上席執行役員

私からは4点申し上げたいと思います。

1点目が、価格の点でございます。高度化法の法令順守コスト、これの需要家への転嫁の制度対応というところにもよりますが、今回、再エネ価値取引市場の最低価格を検討するにあたっては高度化法義務達成市場の最低価格との価格差、これも検討の要素にさせていただきたいと思っております。これまでも発言しておりますとおり、小売事業者の立場からすると、2つの証書の価格差、これが法令順守に関わるコストになりますので、この価格差が大きくなればなるほど、なかなか需要家のご理解を得ることが難しいということになると考えております。

もう1点、証書の価格が安価になればなるほど、カーボンニュートラルの実現手段として、この証書の調達を選択することを促していくようなことになるのではないかと感じている次第でございます。それによって、30年のCO<sub>2</sub>の削減目標46%実現とか、50年のカーボンニュートラル実現に向けて、国として、政策として打ち出されています再エネ電源を含む非化石電源の新規の開発・導入、こういったものに影響が出ないかということについては、具体的にどういう確認方法があるわけではないですが、見ておくべきではないかと考えています。

特に需要家さまのニーズ、これがドライバーとなります自家消費、需給一体型の再生可能エネルギーですとか、あるいは先ほどもありましたけれども、コーポレートPPAによるオンサイト、オフサイトの新しい再エネの電源開発の導入検討、こういったものは、場

合によると価格も安く、調達の利便性が向上した証書と比較すると、手間や暇、あるいは費用がかかるということになって、選択肢の中でも優先順位が下がっていくようなことになってしまわないかということ懸念しております。そうすると、再生可能エネルギーなど非化石電源の容量拡大に水を差すというようなことになってしまうのではないかと懸念するところがございます。

それから、仲介に関しましてですが、900億キロワットアワーに及ぶ証書を最大限に有効活用していくという観点で、年4回ぐらいのオークションを使って効率的に広く電力の消費者にアクセスできるように、仲介機能が必要ということは非常に理解いたします。一方で、小売電気事業者としては、これまで電力システム改革の目的の一つであります『需要家の選択肢や事業者の事業を拡大する』ということで、需要家のニーズを酌み取って非化石証書などを使った再エネのメニューを開発して、市場や需要を拡大してきたという経緯もございます。今回この仲介事業者の参入によって、小売事業者がこれまでのような創意工夫を発揮する機会、これが奪われてしまうというようなことにならないように、事業者の要件ですとか業務の内容などの議論はぜひ深めていただきたいと思います。

そういう意味でいきますと、スライド22の最後のポツに、『仲介事業者の市場参加は、小売電気事業者の事業機会を損なう可能性がある』ということと、あと、『証書の税務会計上の整理に影響する可能性がある』というふうに整理いただいておりますけれども。これまでの非化石証書の取引に関わる会計、税務上の取り扱いについては、小売電気事業者だけが取り扱って、かつ事業者間の証書の転売ができないという仕組みを前提とした整理だったというふうに認識しております。一方、これから検討していきますこの再エネ価値取引市場の証書、これは小売電気事業者のみならず、需要家あるいは仲介事業者も扱うということになってまいりますので、ある意味今の非化石価値取引市場の証書と全く違う仕組みで動いていくということだと思っております。ぜひ、仲介事業者の検討に当たっては、会計・税務上の整理というところは、しっかりと前提が変わったということを踏まえて整理を議論いただきたいと思います。特にそのことが結果として小売電気事業者の創意工夫の場の門戸、これを狭めるようなことにならないようにしていただければと思っております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次は中部電力の花井さん、どうぞよろしくお願ひします。

○花井中部電力株式会社執行役員経営戦略本部部長

中部電力の花井でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○花井中部電力株式会社執行役員経営戦略本部部長

ありがとうございます。

私からは、28、29 ページにごございます各課題に対する今後の論点のうち、仲介事業者の要件、証書の有効期限等についてコメントさせていただきます。

まず、仲介事業者の要件についてですが、仲介事業者を認める方向性には異論はございません。仲介事業者を認めることで市場の流動性の向上や需要家の購入に係る手間を省くことができる反面、仲介手数料等がかかることにもなります。必要量を安価な価格で手間なく調達したいという需要家のニーズを踏まえますと、仲介行為は需要家との取引契約に基づく代理購入に限定し、例えば宅地建物取引業のように、仲介手数料として報酬額に関する制限を設けるのも一案と考えます。また、需要家保護の観点から、仲介事業者の新規参入や退出の条件、退出した場合の証書の取り扱い、証書のダブルカウントを回避するための管理手法等についても検討が必要ではないでしょうか。これらを踏まえまして、市場の信用力を確保するという観点からも、ガイドライン等で仲介事業者に関する規律を規定する必要があると考えます。

次に、証書の有効期限についてですが、温対法上のCO<sub>2</sub>排出削減効果は年度ごとの全国平均係数とされていることや、高度化法上の中間目標値も年度ごとに設定されていることを踏まえますと、証書の有効期限はこれまでどおりとすることが望ましいと考えます。なお、環境表示価値がないのに排出削減効果があるということは、有効期限の管理が煩雑になりますし、各価値や購入主体で有効期限を分けますと実際の発電分と将来の需要分が入り交じり、証書の需給バランスに影響を与えるということも懸念されます。また、制度の分かりやすさの観点から、温対法上の利用可能とする期間と環境表示価値を訴求できる期間を分けたり、小売事業者と需要家で有効期限を分けたりすることは望ましくないと考えております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、東京ガスの石坂さん、どうぞよろしくお願ひします。

○石坂東京ガス株式会社エネルギー需給本部電力事業部長

東京ガスの石坂でございます。

どうもご説明いただきましてありがとうございます。

私からは2点コメントさせていただきたいと思ひます。

1点目が、14 スライド以下に書かれております将来的な電源証明化です。これはもちろんこの資料の文脈でいきますと、この電源証明化というのはFIT証書の電源証明化ということになると思ひますけれども、目指す方向としては、電源証明化を検討するのであれば、FIT証書に限らずNON-FIT証書の電源証明化についても併せて検討していくのが良いのではないかと考えております。その際は、電源証明化によってその電源の新規性といひますか追加性のようなものが判断できるものになるのが望ましいと考えております。



2点目がトラッキングについてでして、トラッキングの資料がこの作業部会の資料ではないので、ここでの発言をさせていただくことがちょっと適切なのかどうかよく分かりませんが、気付きとしてコメントさせていただきます。37 スライド目、レピュテーションリスクへの対応です。これは、発電事業者のレピュテーションリスクという文脈で検討されていて、これはこれでその通りだと思いますけれども、逆もまたしかりだというふうに思っています。要は、小売電気事業者や需要家のレピュテーションリスクも、また裏返しであるだろうと。小売事業者や需要家が望まない発電事業者に割り当てられて、それが同意なく公表されるのがレピュテーションリスク。これは同じことが言えると思うので、この作業部会ではないですけれども、双方向で検討いただくのが良いのではないかと思います。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

たくさんご意見をいただきましてありがとうございました。

それでは、事務局のほうからただ今のコメントに対しましてご説明等はございますでしょうか。小川さん、よろしく願いいたします。

○小川電力基盤整備課長

さまざまなご意見をいただきましてありがとうございました。特に仲介事業のところにつきましても、いろいろな視点をご指摘いただいております。今後、次回以降、ご議論いただく際に、いろいろな材料をそろえていきたいというふうに考えております。また、価格のところにつきましても、ご指摘がありました特に高度化法の制度との関係の価格差という点、ちょっと記載が不十分でしたが、その点も含めて今後ご議論いただければというふうに思っております。

事務局からは以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

本日は再エネ価値取引市場の課題と論点の提示ということでございまして、11月のオークションに向けてこれから検討を進めて加速していかなきゃいけないわけですが、本日たくさんのご意見をいただきましたので、引き続き事務局におかれましては、本日の意見を踏まえながら、次回さらなる具体的な検討が進むように整理をいただければというふうに思います。

どうもありがとうございました。こちらで用意した議題は以上でございますが、何か皆さんのほうから全体を通じましてご意見はございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは次回以降につきまして事務局のほうから、筑紫さんのほうから何かございますでしょうか。

○筑紫資源エネルギー庁電力供給室長

次回の開催につきましては、日程などの詳細が決まりましたらホームページ上でまたお知らせをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

### 3. 閉会

○横山座長

それでは、本日はいろいろ活発にご議論いただきましてありがとうございました。これを持ちまして、第54回の制度検討作業部会を終わりにしたいというふうに思います。ちょっと時間は早いですが、これで終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。